

記者提供資料
令和3年(2021年)9月7日
問い合わせ先 教育委員会学校教育課 078-918-5055 金井・赤堀(3411・3418)

市内小・中学校 新型コロナウイルス感染における臨時休業等の判断基準について

1 濃厚接触者の特定について

これまでも、児童生徒及び教職員（以下、児童生徒等という）が新型コロナウイルスに感染した場合は、あかし保健所において学校生活や部活動等での濃厚接触者の特定や広範囲にPCR検査を実施するなど、積極的に疫学調査を行ってきました。

第5波の影響により、保健所業務の逼迫状況が全国的な課題となっていますが、あかし保健所では、引き続き、学校及び教育委員会と連携し、今まで同様の疫学調査体制を維持し、児童生徒等の感染拡大防止に係る取り組みを行ってまいります。

2 臨時休業等の判断について

(1) 感染者が発生した場合

濃厚接触者等が特定され、検査結果が判明するまでの期間及び校舎内の消毒等に要する期間は、保健所との協議を踏まえ、感染が予想される当該学級の児童生徒等は自宅待機とする。

(2) 学校での感染拡大が懸念される場合

同一の学級において、同一の感染経路の疑いにより複数の児童生徒等（濃厚接触者）の感染が判明した場合や設置者が必要と判断した場合は、学級閉鎖とする。学級閉鎖の期間は、保健所との協議を踏まえたうえで決定する。（目安として5～9日間、学級閉鎖とする。）

(3) 部活動に参加していた場合

上記(1)の「該当学級」を「当該部活動」に読替え、同様の対応を行う。その間は、当該部活動を停止する。（目安として5～9日間、部活動を停止する。）

(4) 学年閉鎖の条件

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖とする。

(5) 学校全体の臨時休業の条件

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、臨時休業とする。

(6) 登校可能の条件

保健所との協議を踏まえ、それぞれの安全が確認された翌日から登校可能とする。

3 休業中の学習保障について

学級閉鎖等の期間中については、家庭における学習課題を提示し、学習プリント等も含め、タブレット端末も活用して子ども達の学習保障に努める。